めぐみ荘　虐待防止指針

第１条 基本的考え方

1. めぐみ荘（以下「当事業所」という）は、利用者の人権を尊重し、虐待防止の徹底を図ることを基本理念とする。
2. 全職員は、高齢者虐待防止法及び関係法令を遵守し、利用者の人権を擁護するとともに、虐待の防止及び早期発見に努めるものとする。
3. 利用者の尊厳保持と自立支援に向けた質の高いサービスの提供を通じ、虐待の発生を防止する。

第２条 虐待防止検討委員会

1. 虐待防止検討委員会の設置
    - 委員長：上野　真
    - 委員：生活相談員、介護職員、看護職員等から選任された者
2. 委員会の役割
    - 虐待防止のための計画策定
    - 虐待防止のための指針の見直し
    - 虐待防止のための研修の企画
    - 虐待事案の分析と再発防止策の検討
    - 虐待防止のための体制整備
3. 委員会の開催
    - 定例会議：年１回以上
    - 臨時会議：必要に応じて随時開催

第３条 職員研修

1. 研修の実施
    - 新任職員研修：採用時
    - 定期研修：年１回以上
    - 臨時研修：必要に応じて実施
2. 研修内容
    - 高齢者虐待防止法の理解
    - 虐待の定義と種類
    - 虐待のリスク要因
    - 虐待の早期発見と防止策
    - 認知症ケアの理解
    - 職員のメンタルヘルス
    - コミュニケーション技術

第 4 条 虐待発生時の対応方法

1. 発見者の初期対応
    - 利用者の安全確保を最優先
    - 管理者への速やかな報告
    - 事実関係の記録
2. 管理者の対応
    - 事実確認と状況把握
    - 必要に応じた医療機関への受診
    - 市町村・地域包括支援センターへの通報
    - 家族への連絡
    - 虐待防止検討委員会の招集
3. 再発防止策
    - 事例分析と課題の明確化
    - 改善計画の策定と実施
    - 職員研修の実施
    - 定期的な評価と見直し

第 5 条 相談・報告体制

1. 内部相談窓口
    - 管理者
    - 生活相談員
    - 虐待防止担当者
2. 外部通報先
    - 市町村高齢者虐待担当窓口
    - 地域包括支援センター
    - 都道府県国民健康保険団体連合会

第 6 条 成年後見制度の利用支援

1. 支援内容
    - 制度の説明と情報提供
    - 利用相談への対応
    - 申立手続きの支援
    - 関係機関との連携
2. 相談窓口の設置
    - 生活相談員を窓口担当者として配置
    - 必要に応じて専門機関の紹介

第７条 苦情解決

1. 苦情受付体制
    - 苦情受付担当者の設置
    - 苦情解決責任者の設置
    - 第三者委員の設置
2. 解決手順
    - 苦情内容の受付と記録
    - 事実確認と原因究明
    - 改善策の検討と実施
    - 申出者への報告
    - 再発防止策の実施

第８条 指針の閲覧

1. 閲覧方法
    - 事業所内での常時閲覧可能な配置
    - 利用者・家族からの要請に応じた説明
2. 周知方法
    - 利用契約時の説明
    - 事業所内での掲示
    - 広報誌等での告知

第９条 その他の必要事項

1. 地域との連携
    - 地域包括支援センターとの連携強化
    - 関係機関とのネットワークづくり
    - 地域住民への啓発活動
2. 職員のメンタルヘルスケア
    - 定期的なストレスチェック
    - 相談窓口の設置
    - 働きやすい職場環境の整備
3. 記録の整備
    - 研修記録の保管
    - 委員会議事録の保管
    - 事案対応記録の保管
    - 苦情対応記録の保管
4. 指針の見直し
    - 年１回以上の定期的な見直し
    - 必要に応じた改定の実施